

令和6年能登半島地震からの復興に関する決議

令和6年1月1日にマグニチュード7.6 最大震度7を観測した令和6年能登半島地震は、町内全域に大きな被害をもたらした。山は崩れ、津波が押し寄せ、道路網の寸断や電気、水道などのライフラインの途絶など、想像を絶する壊滅的な被害によって、今なお多くの被災者が避難生活を余儀なくされている。

このような状況の中、当町職員は自らも被災しながら災害対応に取り組み、また、自衛隊や全国の消防、警察、医療関係者が発災直後から当町に入り、物資輸送や給水、給食支援など被災者支援に挺身している。加えて、国や全国の地方自治体からの支援職員の派遣、多くのボランティアの方々からも多大な支援をいただいております。その支援と善意に対して、心より感謝と敬意を表すものである。

一日も早い復興を成し遂げるためには、今、我々ができることは何かを考え、執行部・議会が一丸となり、力を結集していくことが大切である。

また、甚大な被害を受けた富来地域の復興策についても、土地の有効な活用策と合わせて復旧復興に取り組むことが必要である。

よって本町議会は、被災者の救済と今般の未曾有の大災害からの復興へ向けて、被災者である町民の声に耳を傾け、最大限の努力を傾注し、一日も早い町民生活の安定に取り組んでいくことを誓う。

以上、決議する

令和6年3月26日

石川県志賀町議会